

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

- 街区の区域変更（2件）【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 2
- 利用料金の額の承認【環境局環境政策部環境学習課】 6
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 9
- 北九州広域都市計画地区計画の変更の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 15
- 平成30年6月北九州市議会定例会の招集【総務局総務部総務課】 16

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 17
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）【技術監理局契約部契約課】 18

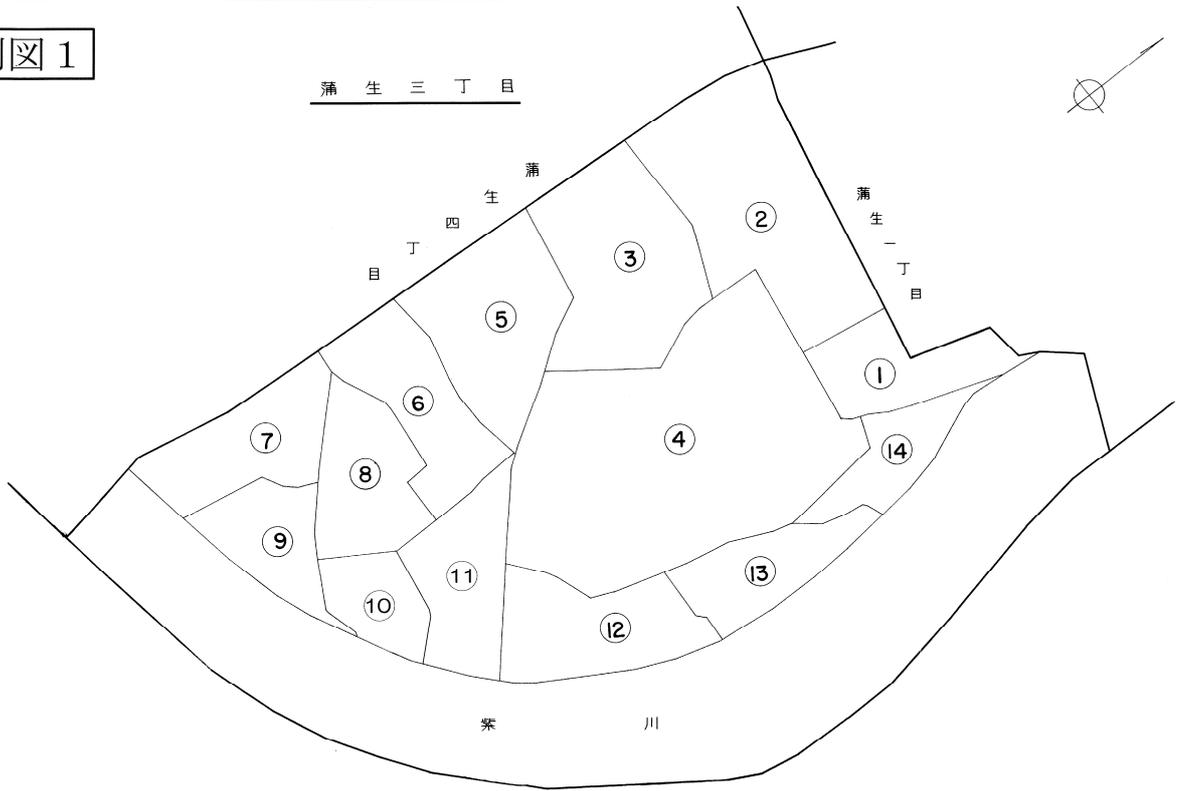
北九州市告示第 255 号

北九州市住居表示に関する条例（昭和 41 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市小倉南区蒲生三丁目 10 番及び 11 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更し、平成 30 年 5 月 29 日から実施するので告示する。

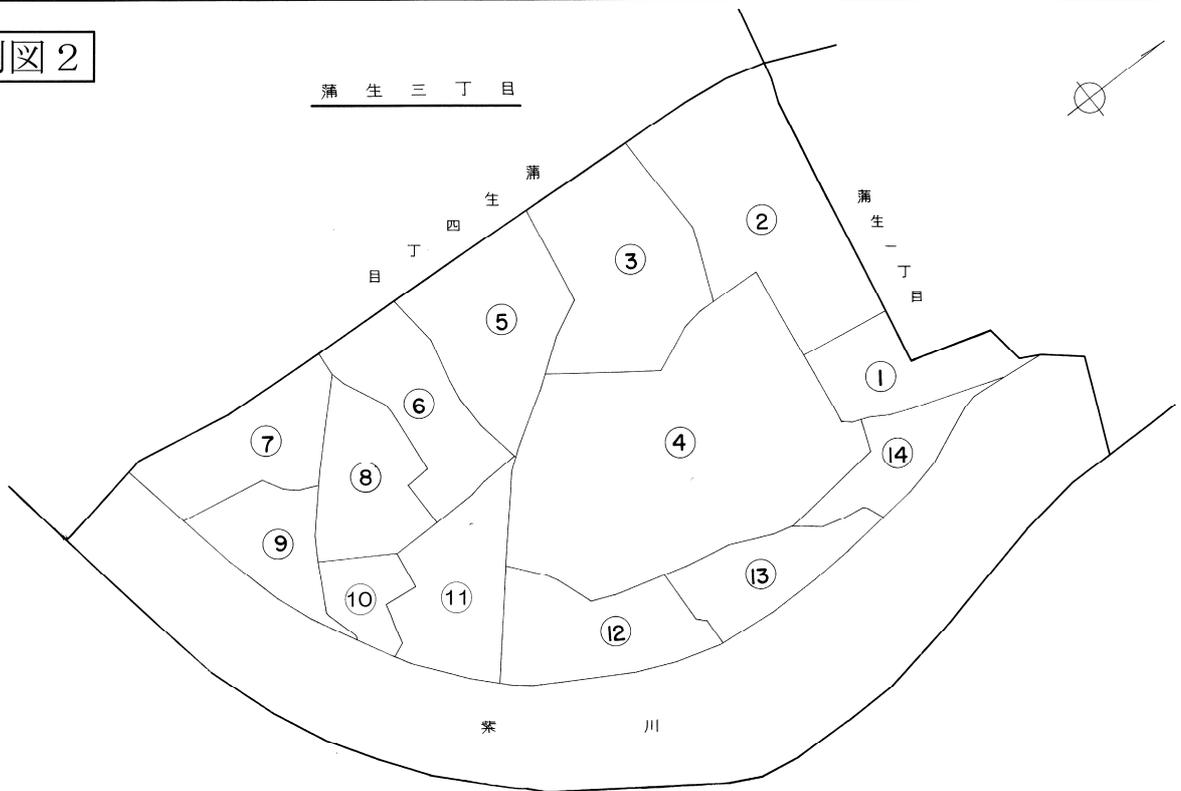
平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

別図1



別図2



北九州市告示第 256 号

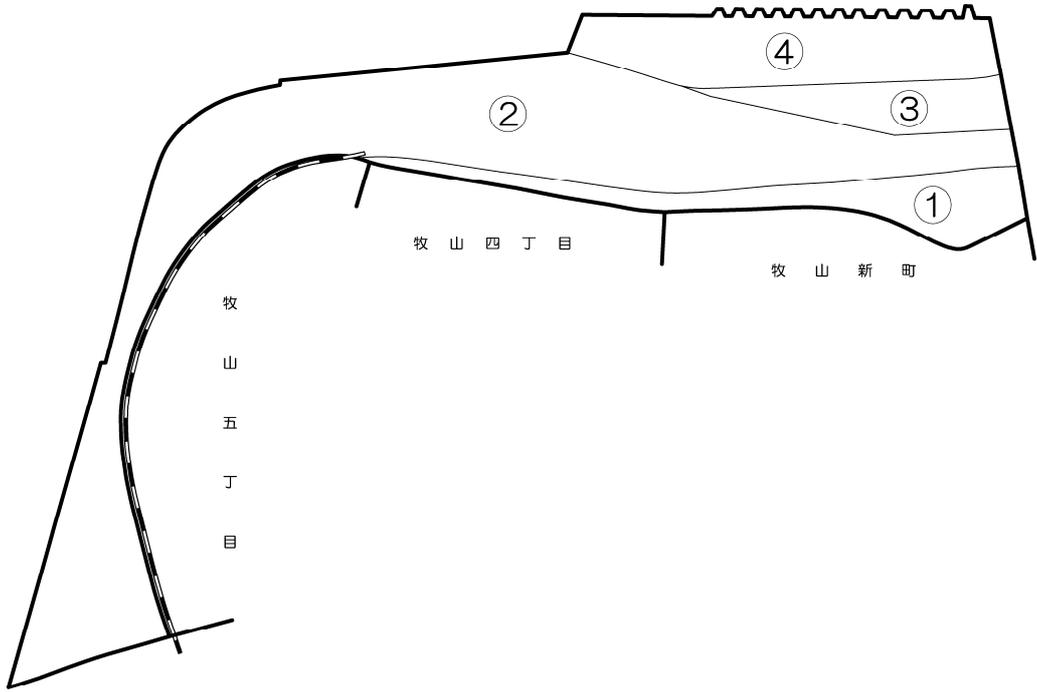
北九州市住居表示に関する条例（昭和 41 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市戸畑区牧山海岸 2 番及び 3 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更し、平成 30 年 5 月 29 日から実施するので告示する。

平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

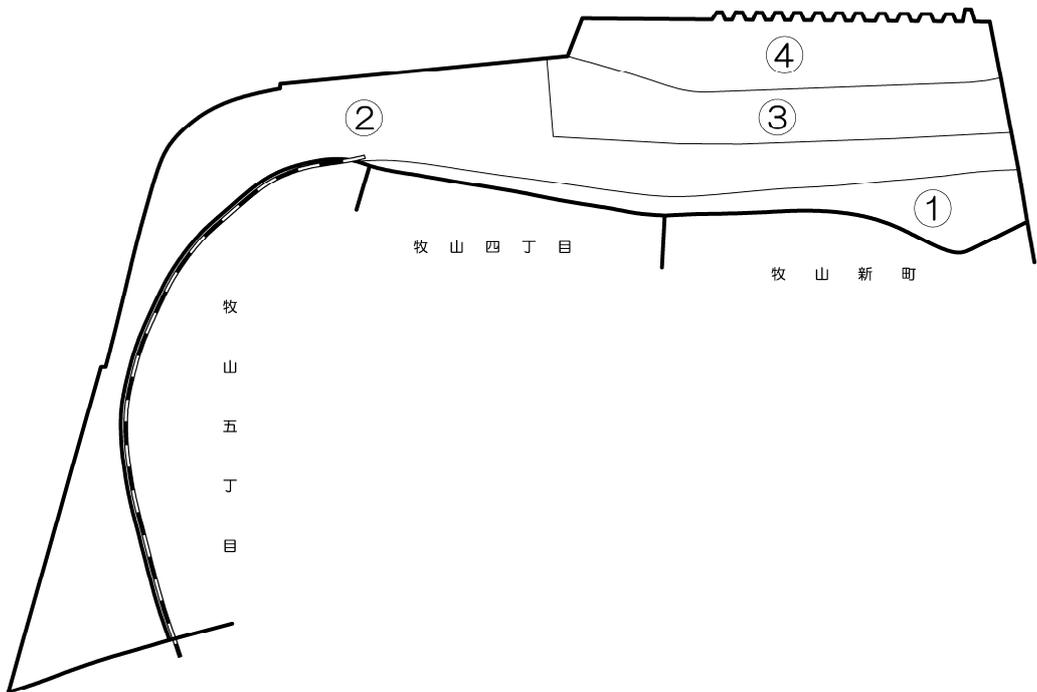
別図1

牧山海岸



別図2

牧山海岸



北九州市告示第257号

北九州市環境ミュージアム条例（平成14年北九州市条例第24号）第5条第3項の規定により、北九州市環境ミュージアムの利用料金の額を承認したので、北九州市環境ミュージアム条例施行規則（平成14年北九州市規則第33号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

利用料金の額の承認（平成26年北九州市告示第435号）は、廃止する。

平成30年5月29日

北九州市長 北橋 健治

区分		金額		備考	適用期間
施設	展示室観覧料	0円			平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
	多目的ホール	全部を利用する場合	1時間又はその端数ごとに1,210円	営利を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。	
		2分の1を使用する場合	1時間又はその端数ごとに600円		
	実習室	1時間又はその端数ごとに490円			
ドームシアター	1時間又はその端数ごとに920円				
設備	映像設備	高輝度液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに12,500円		
		携帯用液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円		
		スクリーン（大）	1枚につき1時間又はその端数ごとに400円		
		スクリーン（小）	1枚につき1時間又はその端数ごとに200円		
		資料提示卓	1台につき1時間又はその端数ごとに750円		
		ビデオカセットレ	1台につき1時間又はその端数ごとに500円		

	コーダー			
	DVDプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円		
音響設備	マイクホン	1本につき1時間又はその端数ごとに130円		
	マイクホンスタンド(床置型)	1本につき1時間又はその端数ごとに50円		
	マイクホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間又はその端数ごとに30円		
	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円		
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円		
	体験型環境学習事業	一般	1	500円
	高等学校の生徒以下の者及び教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する教員	1人 1回	250円	

(当該教員に係る利用料金を含む。)を徴収しない。

2 体験型環境学習事業とは、ミュージアムの施設及び設備を利用した体験活動を通じ、環境の保全に関する市民の理解を深めるための講習を行う事業をいう。

北九州市告示第 258 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

八幡西区的場自治町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	杉野 豊	北九州市八幡西区的場町 6 番 2 号
変更後	釧 捷岐	北九州市八幡西区的場町 20 番 23 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区的場町 6 番 2 号
変更後	北九州市八幡西区的場町 20 番 23 号

4 変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

北九州市告示第 259 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

貴船台自治町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	吉田次男	北九州市八幡西区本城東六丁目 5 番 2 8 号
変更後	四丸藤昭	北九州市八幡西区本城東六丁目 6 番 2 4 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区本城東六丁目 5 番 2 8 号
変更後	北九州市八幡西区本城東六丁目 6 番 2 4 号

4 変更年月日

平成 30 年 4 月 11 日

北九州市告示第 260 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

市瀬自治区会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	森 照重	北九州市八幡西区市瀬一丁目 3 番 13 号
変更後	大岩 正	北九州市八幡西区市瀬二丁目 12 番 68 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区市瀬一丁目 3 番 13 号
変更後	北九州市八幡西区市瀬二丁目 12 番 68 号

4 変更年月日

平成 30 年 4 月 15 日

北九州市告示第 261 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

西台良町東自治町会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	池亀忠利	北九州市八幡東区西台良町 5 番 2 2 号
変更後	楠 一九郎	北九州市八幡東区西台良町 5 番 5 1 号

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

北九州市告示第 262 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

野面町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	井上昌亜	北九州市八幡西区野面二丁目 4 番 18 号
変更後	入江和朗	北九州市八幡西区野面一丁目 11 番 5 号

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 14 日

北九州市告示第 263 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

乙丸自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	野口安彦	北九州市若松区大字乙丸 1 5 6 4 番地 1
変更後	野口和夫	北九州市若松区大字乙丸 9 8 4 番地

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

北九州市告示第 264 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
曾根地区地区計画	北九州市小倉南区下曾根二丁目及び曾根北町地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 265 号

平成 30 年 6 月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 平成 30 年 6 月 5 日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市公告第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区大字曾根4302番4、4315番及び4316番	東京都中央区日本橋富沢町10番14号 ヤマトボックスチャーター株式会社 代表取締役 安彦智則
北九州市小倉北区上富野二丁目1046番5、1046番7、1047番2、1053番1、1053番11、1055番、1056番1及び1056番3並びに1057番1のうち	北九州市門司区黄金町3番4-102号 株式会社なかやしき 代表取締役 中屋敷善三

北九州市公告第346号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

災害対応多目的車 1台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成31年3月8日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、平成20年4月以降に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）からの発注に対し、納入実績があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。

(4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。

(5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年7月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年6月27日から同年7月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月10日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年7月9日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年7月10日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Multi-purpose disaster truck

Quantity: 1 units

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., July 10, 2018

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., July 9, 2018

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of
Kitakyushu

北九州市公告第347号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

水難救助工作車 1台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成31年3月15日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、平成20年4月以降に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）からの発注に対し、納入実績があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。
- (4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年7月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年6月27日から同年7月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月10日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年7月9日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年7月10日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Water disaster rescue truck

Quantity: 1 units

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., July 10, 2018

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., July 9, 2018

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of
Kitakyushu

北九州市公告第348号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

ア 普通消防ポンプ自動車（非常備用）のシャーシ（以下「シャーシ」という。） 6台

イ 普通消防ポンプ自動車（非常備用）の架装（以下「架装」という。） 6台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成31年1月29日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号
北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 購入品目ごとにそれぞれ総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-

2 (2) に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、平成20年4月以降に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。以下「官公庁」という。）からの発注に対し、納入実績があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。ただし、シャーシについては、これらの条件を満たさない場合は、平成20年4月以降に、官公庁からの発注に対し、納入実績がある架装メーカー又はその代理店にシャーシを納入した実績があること。

(4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。

(5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年7月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

(ア) シャーシ 平成30年6月27日から同年7月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月10日午前9時から午後2時まで

(イ) 架装 平成30年6月27日から同年7月12日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月13日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

(ア) シャーシ 第1号アの場所に平成30年7月9日午後5時までに必着のこと。

(イ) 架装 第1号アの場所に平成30年7月12日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 次のとおりとする。

(ア) シャーシ 平成30年7月10日午後2時10分

(イ) 架装 平成30年7月13日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用(収入印紙等)は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるもの

である。

(8) この公告に係る契約の履行及びかし担保期間内の責任は、シャーシの受注者及び架装の受注者が連帯して負うものとする。

(9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

a. Purchase of Fire pumper for volunteer fire corps (chassis)

Quantity: 6 units

b. Purchase of Fire pumper for volunteer fire corps (equipage)

Quantity: 6 units

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

a. Purchase of Fire pumper for volunteer fire corps (chassis)

2:00p.m., July 10, 2018

b. Purchase of Fire pumper for volunteer fire corps (equipage)

2:00p.m., July 13, 2018

For tenders submitted by mail:

a. Purchase of Fire pumper for volunteer fire corps (chassis)

5:00p.m., July 9, 2018

b. Purchase of Fire pumper for volunteer fire corps (equipage)

5:00p.m., July 12, 2018

(3) For further information, please contact: Contracts Division, Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu